資料1

令和８年９月定例会（事業評価、決算審査）振り返り

項番	項目	課題
1	事業評価	評価項目の意味や判断基準が十分に共有されていないため、委員によって評価の視点が異なる。 事業評価を今後の行政運営につなげるためには、「現在の事業をどう評価するのか」と「今後、その事業をどうしていくのか」を明確に分ける必要がある。
2	事業評価 【観点別評価】	観点別評価について、判断を分かりやすくするため、２択を３択とする。 市民ニーズ　高い・一定程度ある・低い 成果向上の予知　大きい・一部ある・ない 統合・連携の余地　大きい・一部ある・ない コスト削減余地　大きい・一部ある・ない ・「類似事業の有無」は「統合・連携の余地」とする。他事業との統合や連携により、事業効果や効率性を高める余地があるかを評価する
3	事業評価 【観点別評価】	「市民ニーズ」の定義を明確にする。 何をもって市民ニーズとするのか、誰の視点で評価するのか、何を根拠として判断するのかを事前に明確にする必要がある。
4	事業評価 【観点別評価】	市民ニーズとしているが、一部の市民のみに必要とされる事業に対して市民のニーズが高いと判断しにくい。 （案）市民ニーズ→事業ニーズ
5	事業評価 【観点別評価】	評価項目「市民ニーズ」の考え方 「市民ニーズ」をどれを観点に考えるのか。 ・全市民にとってのニーズ／その事業の対象者にとってのニーズ／市民からの要望の多さ／行政として事業を実施する必要性 対象者が100人しかいない事業であっても、その100人にとって不可欠な支援であれば、単純に対象者数だけで必要性を判断することはできない。一方で、利用者が少ないからニーズが低いとは限らず、制度の使い勝手が悪いため利用につながっていないケースもある。 「全市民か対象者か」「市民ニーズか事業ニーズか」で評価が逆になることが指摘されている。 まず、当局が事務事業評価で「市民ニーズ」をどのように定義しているのか確認する。その上で、議会として評価する際の共通基準を整理する。 「市民ニーズ」という名称そのものを見直し、「事業ニーズ」「事業としての必要性」等とすることも含めて再協議する。
6	事業評価 【指標に対する評価】	成果指標・目標値が登録者数や参加人数等では事業の評価は難しい。 （案）成果指標・目標値を実績や市民の満足度に変更
7	事業評価 【評価及び提言】	最終的な「評価」の決定方法を統一する。 委員で意見が分かれた場合、全会一致が原則か、多数決で決定か、多数意見・少数意見を併記するか。多数意見だけでんかう、異なる意見とその理由を記録するのが望ましい。
8	事業評価 【評価及び提言】	方向性を４択→６択とする。 ●拡充する 事業規模、対象者、内容、予算等を拡大する ●改善して継続する 事業は継続するが、実施方法や成果指標等を改善する ●現状維持する 現在の規模・内容を基本的に維持する ●縮小する 対象、内容、実施回数、予算等を縮小する ●統合・再編する 類似事業との統合や事業内容・実施体制を再構築する ●廃止する必要性や効果が低く、事業を終了する
9	事業評価	各委員会の勉強会が6月末から7月頃に始まり、最終的な事業評価が9月となったため、実質2か月程度空いた。 時間が空くことで、勉強会時点での問題意識や議論の内容が薄れてしまう面がある。 作業方法やAI等のツール活用も含め、現在より回転数を上げることは可能であり、勉強会、自由討議、評価、提言作成までをより短い期間で行う方向を検討する。
10	事業評価	各常任委員会で2～3事業を評価したが、対象数を増やすことは十分可能との意見があった。 5事業程度・5事業以上、あるいは9～10事業程度まで増やせるとの意見が出ている。一度に大幅に増やすことへの懸念も考慮しつつ、段階的に増加させる方法もある。
11	事業評価	２日間予定されていたが、実際は半日で終わった。（総務委員会） 事前に各委員からの評価が寄せられており、まとめる作業に２日間は不要ではないか。
12	事業評価／決算審査	事業評価を１日～１日半にとどめ、決算審査を時間制限なく行った方がよい。
13	決算審査 【時間】	一人あたりの持ち時間制で実施したが、全委員の質疑が一巡した後、分科会・委員会全体として予定された時間の範囲内で、質疑を希望する委員が活用できる仕組みとする。 解釈≫自分の余った持ち時間を持ち越して全委員質疑後に再度質疑をする
14	決算審査 【時間】	総括質疑の時間管理について 総括質疑では残り30秒までは質疑できる運用にもかかわらず、残り47秒となった時点で再質疑を制止された。定められた時間内で行うことができる質疑は制止しない。 【先例集】一般質問「残り３０秒を切ったら、答弁に入らない」
15	決算審査 【時間】	各分科会とも所定の時間内で終了しており、直ちに審査時間を大幅に増やす必要性は大きくない。一方で、時間制限を意識するあまり、本来質疑すべき内容が漏れる可能性もあるため、次年度も実際の運用を見ながら検証する。
16	決算審査 【時間】	時間の制限があまりにも厳しい。所管分科会の質疑で１５分～２０分は誰もが十分に質疑ができる長さだったか。検討し、見直すべき。所管外委員の持ち時間は７分。２～３事業の質疑しかできない。
17	決算審査 【進め方】	当局から「改善する」「検討する」等の答弁があっても、その後、本当に改善されたかを追跡する仕組みがなく、正式な議会提言にも残らない場合がある。
18	決算審査 【進め方】	確定した決算額そのものを質問しても変更はできないため、審査で見つかった課題を事業評価や次年度への提言につなげる仕組みの方が重要ではないか。決算審査と事業評価を連動させたい。

19	決算審査 【ﾀｲﾏｰ・配信機器操作】	副委員長等がタイマー操作、録画開始等を行ったことで、質問・進行と機器操作が重なり、慌ただしくなる場面があった。 （案）タイマー、カメラ、配信等の操作は、審査を行っている委員とは別の者（当該委員会以外の議員、傍聴議員、専任担当等）が担当する。
20	決算審査 【ﾀｲﾏｰ・配信機器操作】	時間表示について、操作側のパソコンだけでなく、委員全員が確認できるよう、別モニター、デュアルディスプレイ、視認性の高いカウントダウンタイマー等の活用を検討する。
21	決算審査 【ﾀｲﾏｰ・配信機器操作】	ライブ配信については一定の再生回数があることから、継続しながら改善していく。現在の映像では顔の判別が難しい場面もあるため、カメラ位置、画角、画質等についてICT推進委員会でも検証する。
		➡ＩＣＴ推進委員会にて検証
22	決算審査 【その他】	決算審査は当該年度（７年度）の事業及び予算執行を検証。今回、８年度以降の財政運営に関する内容で、すでに補正予算審査で質疑・答弁がされた事項について、再び決算審査で質疑される場面があった。 当該年度の決算との関連性がどの程度あれば、翌年度以降の事項について質疑できるのか、一定の共通認識を持つ必要がある。

資料２

議会事業評価制度の改善について（委員長案）

1. 目的

これまで実施してきた事業評価について、各委員の評価視点や判断基準にばらつきが見られることから、評価項目・評価方法を見直し、**より客観性・実効性のある事業評価制度とする。**

また、事業評価を単に事業の良し悪しを判断する場とするのではなく、**評価結果を決算審査や今後の行政運営につなげる仕組み**として充実させる。

---

2. 主な改善項目

項目	現状・課題	改善案
評価基準	委員によって評価の視点が異なる	評価項目ごとの定義・判断基準を事前に共有
評価と提言	現在の評価と今後の方向性が混在	「事業評価」と「提言」を明確に分離
市民ニーズ	「誰にとってのニーズか」が不明確	「事業の必要性」等への名称変更を含め再検討
観点別評価	2 択では判断が難しい	原則 3 択とする
成果指標	登録者数・参加人数だけでは成果を判断しにくい	成果・満足度等を含めて評価
最終評価	4 方向では事業の実態を表しにくい	6 方向に拡充
意見の相違	多数意見のみでは議論の経過が残らない	少数意見と理由も記録
評価期間	勉強会から評価まで期間が空く	勉強会から評価・提言までを短期間で実施
評価事業数	2～3 事業程度	まず 5 事業程度を目安に段階的に拡大
時間配分	事業評価に余裕がある一方、決算審査時間に制約	事業評価を効率化し決算審査時間を確保

---

3. 観点別評価の見直し

（1）評価項目を 3 択にする

現在の 2 択では、委員が判断に迷うケースがあるため、次のとおりとする。

① 事業の必要性（←市民ニーズ）※下記、項番４参照

- 高い
- 一定程度ある
- 低い

② 成果向上の余地

- 大きい
- 一部ある
- ない

③ 統合・連携の余地（←類似事業の有無）※下記を参照

- 大きい
- 一部ある
- ない

④ コスト削減の余地

- 大きい
- 一部ある

- ない

なお、「類似事業の有無」は、単に類似事業があるかどうかではなく、**他事業との統合・連携によって事業効果や効率性を高める余地があるか**という観点に改める。

4.「市民ニーズ」の考え方を整理する

現在の「市民ニーズ」については、

- 全市民にとってのニーズなのか
- 事業対象者にとってのニーズなのか
- 市民からの要望の多さなのか
- 行政として実施する必要性なのか

が明確でない。そのため、名称を**「市民ニーズ」から「事業の必要性」へ変更する**ことを含めて検討する。

判断にあたっては、

- 対象者の必要性
- 市民からの要望
- 利用実績
- 社会的な必要性
- 行政が担う必要性
- 法令等による実施義務

などを判断材料として示す。

対象者が少ないことだけを理由に「必要性が低い」と判断しないことを共通認識とする。

---

5. 最終的な事業評価を 6 方向とする

事業の今後の方向性について、以下の 6 区分とする。

1. **拡充する**
2. **改善して継続する**
3. **現状維持する**
4. **縮小する**
5. **統合・再編する**
6. **廃止する**

特に「改善して継続する」を設けることで、「事業そのものは必要だが、現在の実施方法には改善が必要」という評価を明確に示すことができる。

---

6. 評価決定方法の統一

委員間で評価が分かれた場合の取り扱いを事前に決める。

原則として委員会で協議し、最終的な評価を決定する。

その際、**多数意見だけでなく、異なる意見とその理由についても記録する。**

これにより、議会としてどのような議論を経て評価に至ったのかを後から確認できるようにする。

---

7. 事業評価の実施期間を短縮する

現在、勉強会から最終評価まで期間が空くことで、当初の問題意識や議論が薄れるとの意見がある。

そこで、**勉強会　→　個人評価　→　自由討議　→　評価決定　→　提言作成**　までをできるだけ連

続した日程で実施する。
また、資料整理、論点整理、比較検討などに **AI 等のデジタルツールを活用し、委員の負担軽減と作業時間の短縮**を図る。

---

8. 評価対象事業数の見直し
現在の各常任委員会 2～3 事業から、まずは **1 委員会 5 事業程度**を目安として増加させる。
実施状況を検証した上で、さらに対象事業を増やすことも検討する。
ただし、一度に大幅に増やすのではなく、**段階的な拡大**を基本とする。

---

9. 事業評価と決算審査の時間配分
事業評価については、事前に各委員から評価を提出することで、委員会での整理時間を短縮できる可能性がある。
そのため、**事業評価：1 日～1 日半程度**を基本として効率化し、その分、**決算審査に必要な質疑時間を確保する。**

---

10. 期待される効果
この見直しにより、
① 評価の公平性・客観性が高まる
共通の判断基準を設定することで、委員による評価のばらつきを抑える。
② より実態に即した評価ができる
「必要性は高いが改善が必要」など、事業の実態に応じた評価が可能になる。
③ 議論の質が高まる
「市民ニーズが高い・低い」といった抽象的な議論から、**なぜ必要なのか、どのような成果が出ているのか**という議論に変わる。
④ 議会の政策提言機能が強化される
評価結果と提言を分けることで、議会からの提言がより明確になる。
⑤ 決算審査の充実につながる
事業評価を効率化することで、決算審査に必要な時間を確保できる。

---

11. 今後の検討課題
今回の改善については、一度にすべてを変更するのではなく、
「評価基準の明確化」→「評価方法の見直し」→「対象事業数・時間配分の検証」
の順で段階的に実施し、実施後に検証・修正を行う。

【議会運営委員会での提案のまとめ】
最後に、委員会で説明するなら、私は次の一言にまとめるのが良いと思います。
「事業評価を、事業を評価して終わる仕組みから、共通の基準で事業を検証し、その結果を行政運営の改善につなげる仕組みに変えていきたい。」

資料３

決算審査に関する委員長案

1. 質疑時間について

委員によって質疑できる内容に差が生じないよう、基本的に統一した時間設定とする。

限られた時間の中で効率的な審査を行うことを基本としつつ、時間制限によって必要な質疑ができないことがないよう、次年度以降も実際の運用状況をみながら検証する。

【委員長としての整理】

各委員が公平に十分な質疑機会を確保できるよう、全分科会を一人 20 分以内とする。

所管外委員の持ち時間（一人7分以内、ただし全体で最大30分とする。）は変更しない。

2. 決算審査後のフォローについて

当局から「改善する」「検討する」と答弁された事項について、その後の対応状況を確認できる仕組みを検討する。また、決算審査で明らかになった課題を、事業評価や議会からの提言につなげるなど、決算審査と事業評価の連動を図る。

3. 審査時の機器操作について

タイマー、カメラ、配信等の操作と質疑・進行を同一の議員が担うことによる負担を軽減するため、可能な範囲で審査を行う委員とは別の者が機器操作を担当する体制を検討する。

委員長案としてのまとめ

今回の意見を踏まえ、決算審査については、単に審査時間を延長するのではなく、限られた時間の中で必要な質疑を確保するとともに、審査で明らかになった課題を、その後の事業評価や議会活動につなげていくことが重要である。

また、審査環境の改善や機器操作の負担軽減、映像配信の充実を図り、より円滑で市民に分かりやすい決算審査を目指す。

なお、決算審査における翌年度以降の事項の質疑については、当該年度決算との関連性を基本とし、一定の共通認識を整理する。

資料4　　令和９年第２回半田市議会定例会会期日程（案）　R81005変更案

目次	月　日	曜日	会　　議	開議時刻	摘　　要
1	2月18日	木	本会議	9:30	令和９年度市長施政方針について 〔10:30～予算説明会〕
2	2月19日	金	本会議 (委員会・分科会)	9:30	令和８年度補正予算上程、質疑、委員会付託 令和９年度予算・その他の議案上程 予算委員会（分科会送付）、分科会（補正予算審査）
3	2月20日	土	休会		
4	2月21日	日	休会		
5	2月22日	月	(委員会) (議運) 本会議 (委員会)	(9:30)	予算委員会（採決） 〔討論通告締切　委員会審査終了１０分後〕 委員長報告、討論、採決 令和９年度予算等議案質疑、委員会付託 予算委員会（分科会送付）
6	2月23日	火	休会		（天皇誕生日）
7	2月24日	水	(委員会・分科会)	(9:30)	令和９年度予算等議案審査（総務）
8	2月25日	木	(委員会・分科会)	(9:30)	令和９年度予算等議案審査（文教厚生）
9	2月26日	金	(委員会・分科会)	(9:30)	令和９年度予算等議案審査（建設産業）
10	2月27日	土	休会		
11	2月28日	日	休会		
12	3月1日	月	(委員会・分科会)	(9:30)	令和９年度予算等議案審査（総務）
13	3月2日	火	(委員会・分科会)	(9:30)	令和９年度予算等議案審査（文教厚生）
14	3月3日	水	(委員会・分科会)	(9:30)	令和９年度予算等議案審査（建設産業）　　質問通告予約期間
15	3月4日	木	(委員会・分科会) (委員会)	(13:30)	午前：予算審査予備日（総務・文教厚生(教育部以外)・建設産業） 予算委員会（総括質疑、採決）
16	3月5日	金	休会		*〔午前 中学校卒業式〕〔午後 看護学校卒業式〕*　　代表質問・一般質問通告
17	3月6日	土	休会		
18	3月7日	日	休会		
19	3月8日	月	休会		代表質問・一般質問ヒアリング
20	3月9日	火	休会		代表質問・一般質問ヒアリング
21	3月10日	水	(議運)	(10:00)	〔討論通告締切　9:00〕
22	3月11日	木	休会		
23	3月12日	金	休会		
24	3月13日	土	休会		
25	3月14日	日	休会		
26	3月15日	月	休会		
27	3月16日	火	休会		*〔幼稚園修了式〕*
28	3月17日	水	休会		*〔部課長調整会議（代表質問・一般質問）〕*
29	3月18日	木	本会議	9:30	委員長報告、討論、採決、市政に関する各派代表質問
30	3月19日	金	本会議	13:30	*〔午前　小学校卒業式〕*市政に関する一般質問
31	3月20日	土	休会		
32	3月21日	日	休会		（春分の日）
33	3月22日	月	休会		（振替休日）
34	3月23日	火	本会議	9:30	市政に関する一般質問
35	3月24日	水	本会議	9:30	市政に関する一般質問
36	3月25日	木	本会議 (議運)	9:30	市政に関する一般質問
37	3月26日	金	休会		
38	3月27日	土	休会		
39	3月28日	日	休会		
40	3月29日	月	休会		
41	3月30日	火	休会		
42	3月31日	水	本会議 (委員会) (議運) 本会議	9:30	追加議案上程、質疑、委員会付託 〔議案審査〕 〔討論通告締切　委員会審査終了１０分後〕 追加議案委員長報告、質疑、討論、採決、閉会

告示日	２月１０日（水）
議会運営委員会	２月１０日（水）午前１０時００分
全員協議会	２月１０日（水）午後１時３０分
予算説明会	２月１８日（木）午前１０時３０分
議会運営委員会	２月２２日（月）予算委員会終了１５分後
質問通告予約期間	３月　２日（火）午前９時～４日（木）午後４時
代表・一般質問通告期間	３月　５日（金）午前９時～午後３時
ヒアリング（代表・一般）	３月　８日（月）・９日（火）
議会運営委員会	３月１０日（水）午前１０時００分
一般質問項目修正期限	３月１０日（水）午後３時００分
議会運営委員会	３月２５日（木）本会議終了後
全員協議会	３月２５日（木）議会運営委員会終了後
議会運営委員会	３月３１日（水）委員会審査終了１５分後

資料５

半田市議会基本条例の検証　　【委員長案】

前回検証（令和５年度）においては条例全条文について現状の取組の課題等を協議したことを踏まえ、前回検証（令和５年度）から現在までの状況変化を勘案して、以下に掲げる項目を令和８年度の検証項目とする。

条項	条文	検証	修正等	対応
第３条 (議会の活動原則)	議会は、次に掲げる原則に基づいて、活動しなければならない。 一　公正性、透明性及び信頼性を重視し、市民に開かれた議会とすること。 二　市民に対し説明責任を果たすため、議会の活動情報を積極的に公開するとともに、分かりやすい議会運営を行うこと。 三　市民の多様な意見を把握し、市民参加の機会の拡充に努め、政策形成及び政策提言を積極的に行うこと。 四　市長から提出された議案の審査並びに市長等執行機関（以下「市長等」という。）の事務の執行の監視及び評価を厳正かつ効率的に行うこと。 五　前各号の原則を達成するため、議会改革を積極的に推進すること。	・会議の公開、会議記録の公開、本会議の映像配信など従来の手段に加え、令和８年度から予算委員会及び決算委員会における新年度予算審査及び決算審査を映像配信し、開かれた議会を推進した。 ・決算審査と事業評価の見直し、会期日程の見直し、議員定数の削減、議員報酬の見直し、委員会等の活動、議員の働き方などを議会運営委員会にて協議し、議会改革を推進した。	有／無	現行どおり／改める／その他
第７条 (情報公開)	議会は、第四条第四号の会議のほか、全ての会議を原則公開とする。 2　議会は、本会議、委員会等については、議事録を作成し、公開する。 3　議会は、法律第百十六条第一項の規定による議会における各議員の表決の結果を公開する。	・会議の公開、会議記録の公開、本会議の映像配信など従来の手段に加え、令和８年から予算委員会及び決算委員会における新年度予算審査及び決算審査を映像配信している。		
第９条 (決算と予算の連動)	議会は、決算審査に当たって、市長等が執行した事業等に対し、評価を行う。 2　議会は、前項の規定に基づき実施した評価を予算に反映させるため、市長等と協議をする。	・決算審査や事業評価のあり方については随時検証し、見直しを図ってきた。令和7年度は、提言をより具体的に記載することとし、令和８年度は、事業評価が予算に反映できたかを検証するため回答様式を改めた。		
第13条 (委員会の活動)	委員会は、行政課題に対し、適切かつ迅速に対応しなければならない。 2　委員会は、調査を尽くして審査を充実するとともに、政策提案を積極的に行う。 3　委員会は、審査に当たり資料等を積極的に公開し、市民に分かりやすい議論を行う。 4　委員会は、委員と市民が自由に情報及び意見を交換する懇談会等を開催し、市民の多様な意見を把握する。 5　委員会は、議会の閉会中においても、当該委員会の所管する事項の調査研究活動を積極的に行う。 6　前項の規定は、その他議会の審議機関について準用する。	・事業評価を実施する事業を増やし、提言を積極的に実施した。 ・Ｒ９から閉会中の調査の複数実施を可能とし、政策提言を積極的に実施していく。各委員会の調査研究活動を積極的に行なっていく。 ・閉会中の調査（政策提言）に対する当局の対応状況を検証することとし、政策提言をより充実化させていく。		
第16条 (情報通信技術の活用)	議会は、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、情報通信技術を積極的に活用する。	・本会議の映像配信に加え、令和８年から予算委員会及び決算委員会における新年度予算審査及び決算審査を映像配信している。 ・令和７年に「半田市議会オンラインによる方法を活用した委員会等運営要綱」を定め、オンライン委員会を可能とした。 ・令和８年度議会ＩＣＴ推進委員会では、生成ＡＩを議会活動に活かすための協議を行っている。		

資料６

全議第２３３号
令和８年９月１６日

市議会事務局長　各位

全国市議会議長会
事務総長　宮　地　　毅

「○○市議会の個人情報の保護に関する条例（例）」の一部改正について

平素は本会の運営等に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、第２２１回国会において可決・成立をした「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律」（令和８年法律第５６号。以下「改正法」という。）の施行に対応するため、「○○市議会の個人情報の保護に関する条例（例）」（以下「条例（例）」という。）の一部改正を行いましたので、別添のとおりご送付申し上げます。

なお、今回の条例（例）の改正は、主に改正法における令和９年１月１７日施行の罰則規定の改正に対応するものであり、各市議会においては条例改正に当たり、事前に地方検察庁への協議が必要となりますことを申し添えます。

１　改正法におけるその他改正部分について

今回の個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号。以下「法」という。）の改正は、３年ごとの見直しに伴うものであり、個人の権利利益の適切な保護を図るとともに、ＡＩ活用にも資する円滑なデータ連携を促進するための大幅な改正が行われております。

罰則規定を除く、その他改正部分の施行は、「公布の日から２年を超えない範囲において政令で定める日」とされており、改正法施行日（最も遅い場合で令和１０年７月頃）までに別途、条例及び条例施行規程の改正が必要となります。

本会においては、条例（例）及び「○○市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（例）」の改正案について検討を進めておりますが、関係政令が令和９年中に公布される予定であることから、今回の罰則規定の改正と分けて改正することといたします。

改正法におけるその他改正部分に対応した条例（例）等の改正につきましては、しかるべき時期に改めてお知らせいたします。

２　条例（例）改正に当たっての留意事項

①　改正後の法第１７６条（改正）関係　→　条例（例）第５３条は改正しない

内容：職員等が正当な理由なく個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイルを提供したときに係る罰則の法定刑が、「２年以下の拘禁刑又は１００万円以下の罰金」から「３年以下の拘禁刑又は１５０万円以下の罰金」に引き上げられたもの。

理由：地方自治法第１４条第３項の規定により、条例で定めることができる罰則は「２年以下の拘禁刑又は１００万円以下の罰金」までの規定しか設けることができないため、対応する条例（例）第５３条の改正は行わない。

【参考】個人情報の保護に関する法律（改正後）

第百七十六条　行政機関等の職員若しくは職員であった者、第六十六条第二項各号に定める業務若しくは第七十三条第五項若しくは第百二十一条第三項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第六十条第二項第一号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、三年以下の拘禁刑又は百五十万円以下の罰金に処する。

【参考】地方自治法

第十四条　（略）

２　（略）

３　普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、二年以下の拘禁刑、百万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は五万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

②　改正後の法第１７９条（改正）関係　→　条例（例）第５４条を改正

内容：職員等が保有個人情報を不正に提供等したときに係る罰則について、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供したときのみならず、本人その他の者に損害を加える目的で提供したときも罰則の対象とされ、かつ罰則の法定刑が「１年以下の拘禁刑又は５０万円以下の罰金」から「２年以下の拘禁刑又は１００万円以下の罰金」に引き上げられたもの。

【参考】個人情報の保護に関する法律（改正後）

第百七十九条　第百七十六条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図り、若しくは本人その他の者に損害を加える目的で提供し、又は盗用したときは、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

③　改正後の法第１８０条（新設）関係　→　条例（例）には新設しない

内容：不正な利益を図る目的等で脅迫や不正アクセス行為等により個人情報を取得した者に対する罰則が新設されたもの。

理由：条文中の「個人情報を保有する者」には、地方公共団体、議員、議会事務局職員等も含まれる。そのため、法第１８０条の規定とは別に条例（例）に同様の規定を設ける必要がない。

【参考】個人情報の保護に関する法律（改正後）

第百八十条　自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は本人、個人情報を保有する者その他の者に損害を加える目的で、人を欺き、人に暴行を加え、若しくは人を脅迫する行為により、又は財物の窃取若しくは損壊、施設への侵入、有線電気通信の傍受、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）その他の個人情報を保有する者の管理を害する行為により、個人情報を取得したときは、当該違反行為をした者は、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

④　条例（例）第５７条改正関係

内容：条例（例）第２７条第２項に「第２４条第１項の決定（以下「開示決定」という。）」と規定されているため、今回の改正に併せて「開示決定」に改正するもの。

３　今回の条例改正スケジュール（例）について

改正後の罰則が全国一律に適用されることが望ましいとの観点から、改正法施行日（令和９年１月１７日）と合わせるよう、原則として条例改正スケジュール（例）の「地方検察庁との協議の結果、１２月議会に上程できる場合」に沿って事務手続きを進めていただくようお願いいたします。

地方検察庁との協議の結果、１２月議会に間に合わない場合は、以下の点にご留意いただきますようお願いいたします。

①　２・３月議会での議決時期は、施行までの周知期間を確保する観点から会期前半が望ましいと考える。

②　施行日は、改正法の施行日との乖離を少なくする観点から、遅くとも令和９年４月１日までには施行することが望ましいと考え、例示している。

③　周知期間をどの程度確保したほうが良いか各自治体の法規担当とご協議の上、議会への上程時期、議決時期、施行日をご検討ください。

○条例改正スケジュール（例）

<table>
<tr><th>時期</th><th>地方検察庁との協議の結果、
12 月議会に上程できる場合</th><th>地方検察庁との協議の結果、
12 月議会に間に合わない場合</th></tr>
<tr><td>R8. 9</td><td rowspan="3">・各市議会の議運等で条例改正の協議
・地方検察庁への協議</td><td rowspan="3">・各市議会の議運等で条例改正の協議
・地方検察庁への協議</td></tr>
<tr><td>10</td></tr>
<tr><td>11</td></tr>
<tr><td>12</td><td>・条例改正（議決・公布）</td><td></td></tr>
<tr><td>R9. 1</td><td>・1/17 施行
（公布から施行日まで周知期間）</td><td></td></tr>
<tr><td>2</td><td></td><td rowspan="2">・条例改正（議決・公布）</td></tr>
<tr><td>3</td><td></td></tr>
<tr><td>4</td><td></td><td>・4/1 施行
（公布から施行日まで周知期間）</td></tr>
</table>

【送付資料】

・○○市議会の個人情報の保護に関する条例（例）新旧対照表
・〔参考１〕個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律の公布及び施行について（通知）（令和８年７月 17 日付け、個人情報保護委員会委員長通知）
・〔参考２〕個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（概要）
・〔参考３〕個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（附則）

担当　企画議事部（議事担当）
TEL　０３－３２６２－２３０３
FAX　０３－３２６３－５７５１
Email　chousa@si-gichokai.gr.jp

資料６－１

〇〇市議会の個人情報の保護に関する条例（例）新旧対照表

改正後	改正前
第５４条　前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図り、若しくは本人その他の者に損害を加える目的で提供し、又は盗用したときは、２年以下の拘禁刑又は１００万円以下の罰金に処する。	**第５４条**　前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、１年以下の拘禁刑又は５０万円以下の罰金に処する。
第５７条　偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、５万円以下の過料に処する。	**第５７条**　偽りその他不正の手段により、第２４条第１項の決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、５万円以下の過料に処する。

附　則（参考として記載するものであり、条例（例）自体には設けない。）

この条例は、令和　年　月　日から施行する。

※　罰則の経過措置について

今回のように罰則を引き上げる場合には、刑罰不遡及の原則から条例の施行前にした行為に対して改正後の罰則は適用されないため、経過措置を設ける必要はない。なお、このことは各自治体において経過措置を規定することを妨げるものではない。

資料７

令和９年５月以降、議員のうちから監査委員を選任しないこととした理由
（議選監査委員廃止の理由）

地方自治法の改正により、議員から監査委員を選任しないことが可能となって以降、半田市議会においても、議選監査委員のあり方について何度か検討課題として取り上げてきました。

その上で改めて検討を行った結果、監査については、専門性及び独立性をより発揮できる識見監査委員に委ね、議会は市民の代表機関として、決算審査、委員会審査、事業評価等を通じた行政監視に注力することが適切であると判断しました。

また、監査委員には守秘義務が課されていることから、監査業務を通じて得た情報の取扱いには一定の制約があり、一般質問や委員会での質疑など、議員としての活動に十分に活かしにくい側面があります。

こうしたことから、監査委員としての役割と議員としての役割を明確に分け、監査と議会それぞれが本来の機能をより発揮できる体制とするため、議員から監査委員を選任しないこととします。

資料８



令和7年度
半田市議会活動報告

進化を遂げる議会改革と、これからの議会のあり方

提出先：　半田市特別職報酬等審議会

作成：　半田市議会

1

半田市議会の現在地：3つの進化



圧倒的な活動量

全国平均を大きく上回る委員会会の開催。主要会議は年130回以上の圧倒的稼働。



確かな政策実現力

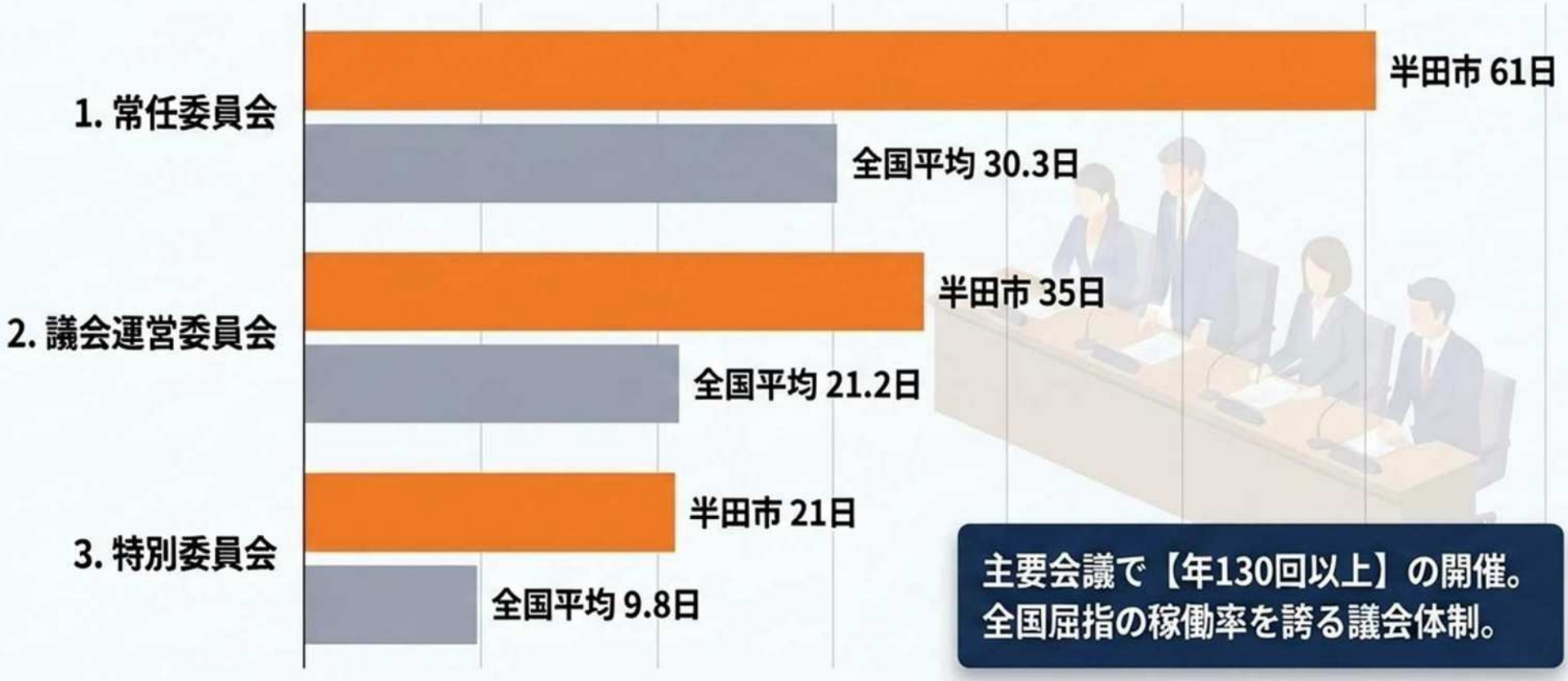
調査から実行へ。綿密な政策提言により、市民生活を直接向上させる数々の施策を具現化。



痛みを伴う自己改革

次世代を見据え、議員定数を22人から18人へ大幅削減。少数精鋭によるさらなる高機能化への決断。

全国平均との比較：圧倒的な「活動実績」



主要会議で【年130回以上】の開催。
全国屈指の稼働率を誇る議会体制。

3

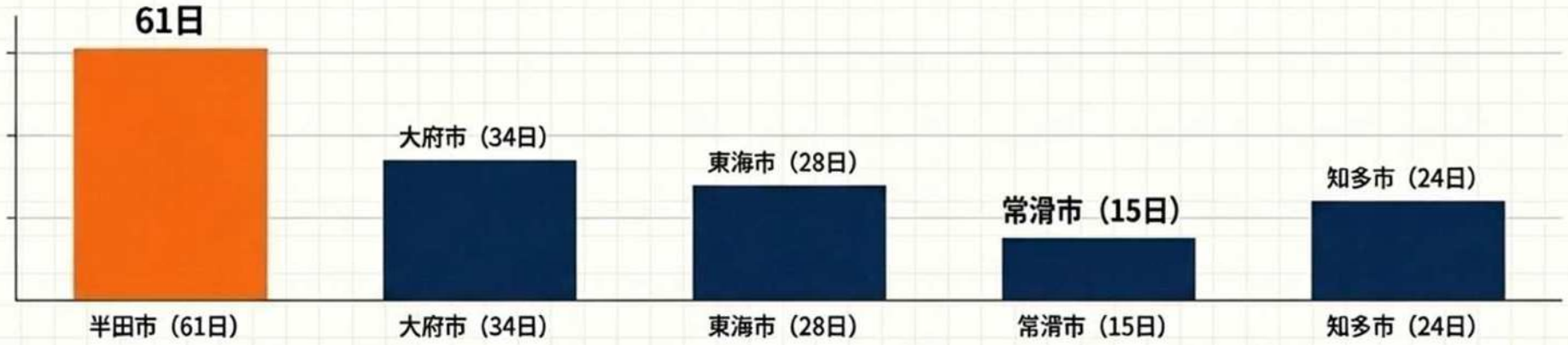
知多5市における際立った「政策検討量」

都市規模の比較（人口・予算）

半田市	東海市	大府市
人口 115,835人 / 予算 490億8,000万円	人口 113,242人 / 予算 537億3,800万円	人口 約93,000人 / 予算 423億6,700万円

人口：令和7年4月1日、予算：令和7年度当初予算（一般会計）。大府市予算は前年実績等より算出。

常任委員会開催日数の比較（年間）



予算・人口規模が同等の近隣都市と比較しても、半田市の議会活動量（特に常任委員会）は突出して高く、緻密な政策議論が行われている。

調査から実行へ：政策提言による成果フロー

※議会からの政策提言による成果のほんの一例です

1. 市営墓地の在り方改革

総務委員会提言（R4）
管理料徴収と合葬墓整備の早急な実施を要求

→

令和6年度から制度開始済。令和9年度から合葬墓開始予定。



2. 6次産業化拠点の推進

特別委員会（R3/R5）
民間人材活用と、多目的拠点の整備を提言

→

プロジェクトリーダーを配置完了。令和８年に拠点整備の民間調査を実施へ。

市民の安全と未来への投資

※議会からの政策提言による成果のほんの一例です

3. 防犯・安全な街づくり

特別委員会提言（R5）
防犯カメラの計画的設置と家庭用補助を提言

→

令和6年に150基設置完了。
令和10年までに市内一般家庭1,000箇所設置を目標に進行中。

4. 新たな防災・エネルギー体制

特別委員会提言（R4/R6）
EV/マイクログリッド活用とMCA無線導入を提言

→

公用車を含め、個人車両・EV化推進と個人車両の緊急電源化の活用。令和10年の新防災無線実用化へむけプロポーザル実施。

6

デジタルシフトと「開かれた議会」

委員会の LIVE配信・動画

R4からのYouTube配信に加え、予算決算委員会などのLIVE配信を推進（R8より試行）。

生成AIの 積極的活用

議会業務の効率化とトラブル防止を両立するため、独自の生成AI活用ガイドラインを策定中（R8）

eモニターによる データ駆動型戦略

市民アンケートの厳しい結果（認知度: よく知っている1%、ある程度18%）を直視。

SNSを通じた「市民要望の結果報告」「予算の使われ方」の情報発信強化へ転換。

7

次世代との対話：双方向の市民交流ネットワーク









半田東高校（179名）

テーマ：「学校は小さな社会～
わたしたちのルールをつくろう～」

半田農業高校（30名）

テーマ：「農業のチカラを活かす
まちづくり」

半田市議会

半田工科高校（35名）

テーマ：「将来（10年後）どんな
まちに住んでいたいか」

さくら小学校（36名）

体験：「議場での疑似議会体験
（公園づくり等の議案採決）」







HANDA若者議会

単なる視察ではなく、課題抽出からアクションプランまでを共に創り上げる「若者議会」モデルの確立。

8

究極の自己改革：少数精鋭の「高機能議会」へ



現在：22人

令和9年5月～：18人

議員定数の大幅削減

- 【22人 ➡ 18人】への削減を自ら決断し、持続可能な議会基盤を構築。

委員会活動はさらに拡充

- 人数が減る一方で、常任委員会の開催を【現状61日 ➡ 120日以上】へ引き上げ、政策機能を強化。

9

「半田モデル」を持続するための構造的再構築

圧倒的な活動量
（全国平均の6倍）

＋

高度な政策実現と
市民交流

÷

削減された議員定数
（22→18）

＝

【 議員報酬の構造的見直しの必要性 】

・将来の人口減少を見据え、議会の「立法機能」と「監視機能」を維持・強化するためには、活動の基盤となる報酬体系の再構築が不可欠。

10

高機能議会を支える次期議員報酬（案）

役職	現状	改定案
議長	555,000円	**700,000円**（126%）
副議長	503,000円	**630,000円**（125%）
議員	466,000円	**555,000円**（119%）
役職手当	なし	常任委員会　委員長：20,000円　副委員長：10,000円 特別委員会・広報3委員会・議会運営委員会 委員長：10,000円　副委員長：5,000円

これは単なる増額ではなく、市民の負託に高いレベルで応え続ける「能動的な議会」を未来へ継承するための、構造的かつ必然的な投資です。

資料９

10/20（火）知多南部議員交流会　出席者報告書

市町議会名：　　半田市議会

	議員氏名	研修会	懇親会	備考（正副議長等）
1	有留　麻由	出席	欠席	
2	伊藤　正興	出席	出席	
3	山本　裕介	出席	出席	
4	芳金　秀展	出席	欠席	副議長
5	鈴木　英華	出席	出席	
6	田中　嵩久	出席	欠席	
7	澤田　勝	出席	出席	議長
8	山田　清一	出席	出席	
9	坂井　美穂	出席	出席	
10	麻生　七海	出席	出席	
11	加藤　美幸	出席	欠席	
12	渡邉　昭司	出席	出席	
13	鈴木　幸彦	出席	出席	
14	榊原　瑞輝	出席	欠席	
15	沢田　清	出席	出席	
16	岩田　玲子	欠席	出席	
17	石川　英之	出席	出席	
		出席　16	出席　12	

事務局　　**出席無し**

	氏名	研修会	懇親会	備考（局長等）
1				
2				
3				

駐車台数

乗用車　１０台、その他　　台